

## 公益財団法人所沢市公共施設管理公社役員等の報酬等及び費用弁償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人所沢市公共施設管理公社定款（以下「定款」という。）第16条及び第33条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償の支給の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員 公益財団法人所沢市公共施設公社（以下「公社」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等 次条の報酬及び第4条の期末手当をいう。

(報酬)

第3条 役員等（常勤の役員（使用人兼務役員を含む。）及び所沢市の職員である役員を除く。）が理事会、評議員会及び監査等に出席したとき（定款第23条の規定による評議員会の決議の省略及び定款第40条の規定による理事会の決議の省略の場合を含む。）は、1日について7,900円を報酬として支給する。

- 2 常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1に基づき、理事会において決定する。
- 3 前項の報酬の支給日等については、公益財団法人所沢市公共施設管理公社職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定を準用する。

(期末手当)

第4条 常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）に対しては、期末手当を支給する。

- 2 期末手当の額は、報酬月額に、100分の100を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の支給日等については、職員給与規則の規定を準用する。

(費用弁償)

第5条 役員等が公社の業務で旅行したときは、別表第2に定めるもののほか、公益財団法人所沢市公共施設公社職員等の旅費に関する規則に基づき職員等に支給する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に相当する額を、費用弁償として、同規則の例により支給する。

- 2 役員等（常勤の役員（使用人兼務役員を含む。）及び所沢市の職員である役員を除く。）が理事会、評議員会及び監査等に出席したときは、費用弁償として、1日について3,300円を支給する。
- 3 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は、職員給与規則の規定を準用する。

(公表)

第6条 社は、この規則の公表をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準を公表したものとする。

（改廃）

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

1 この規則は、公益財団法人所沢市公共施設管理公社の設立の登記の日から施行する。

2 平成元年2月22日施行の財団法人所沢市公共施設管理公社役員給与及び費用弁償規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

常勤の役員の報酬月額

|      |            |
|------|------------|
| 理事長  | 30万円までの範囲内 |
| 常務理事 | 23万円までの範囲内 |

#### 別表第2（第5条関係）

旅行の費用弁償

| 日当<br>(1日につき) | 宿泊料<br>(1夜につき) | 食卓料<br>(1夜につき) |
|---------------|----------------|----------------|
| 3,300円        | 13,100円        | 3,300円         |